

個人町民税の減免

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

◆均等割の減免

対象：すべての住民

減免割合：全額免除

※手続きは必要ありません。減免後の税額で納税通知書(税額決定通知書)を発送しています。

◆所得割の減免

①地震による住宅の被災

対象：熊本地震により納税義務者または扶養親族が居住する住宅が、「り災証明書」で半壊以上の判定を受けた場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の人

※グランメッセ熊本で、6月5日まで
りに災証明書の交付手続きをした人
には、減免後の税額で納税通知書を発送しています。手続きは必要ありません。

※6月6日以降に、半壊以上のり災証明書の交付を受けた人、および二次調査で新たに半壊以上の判定を受けた人は、減免申請書の提出が必要です。

②地震による納税義務者の失業(解雇、倒産など会社都合によるもの)

対象：熊本地震で納税義務者が失業し、平成28年中の給与収入の見込額(失業手当金を含む)が、前年の給与収入の10分の5以下に減少すると認められる場合で、前年の合計所得金額が500万円以下の人

※減免申請が必要です

③地震による納税義務者の減収

対象：熊本地震により納税義務者の平成28年中の農業、営業、賃貸不動産の収入のうち、いずれかの収入金額の損失額(農作物共済金や損害保険金等)によって補てんされる金額がある場合は損失額から差し引きますが、前年中の当該収入と比較して10分の3以上と見込まれる場合で、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ減収となった収入以外の収入にかかると減免申請が必要です

④その他の減免

対象

- 地震により納税義務者が死亡し、災害弔慰金の支給を受けた場合
- 地震により納税義務者が生活保護を受けることとなった場合
- 地震により納税義務者が障がい者となった場合

複数の減免事由に該当する場合は、減免額が最も大きいものだけが適用となり、重複しての適用はありません。

固稅務課 住民税係
☎286・3380

◆固定資産税の減免

◆土地

対象：流出、水没、埋没、崩壊などにより作付不能または使用不可となっ

た土地

◆家屋

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

対象：熊本地震で損壊した家屋

※納税通知書には、7月7日時点でのり災証明書の判定結果を反映させた減免後の税額を表示しています。内容に相違がある場合は、減免申請書提出時に申し出てください。

◆償却資産

対象：熊本地震で損害を受けた償却資産

固稅務課 固定資産税係
☎286・3380

被災住宅用地の特例

住宅用地には、住宅があることで宅地の固定資産税額が軽減される特例制度があります。

平成28年度分で住宅用地の特例が適用されれば、熊本地震により住宅を取り壊すことになった場合でも、住宅用地として使用できない事情を申告すれば、引き続き住宅用地の特例を受けることができます。

※12月末までに公費解体または自費(先行)解体の申請を行った場合は、特例申請の必要はありません。

対象：平成28年1月1日における土地所有者

特例期間：平成29年度、30年度

固稅務課 固定資産税係
☎286・3380

家屋を解体した場合の手続き

土地や家屋については、法により登記をすることが定められています。家屋を解体した場合は、熊本地方法務局で減失登記の手続きが必要となります。

次の場合は役場への申請が必要です。

①未登記家屋など、事情により減失登記ができない(必要な)場合

②平成28年12月末までに公費解体および自費(先行)解体の申請を行わない場合

固稅務課 固定資産税係
☎286・3380

国民健康保険税の減免

【全壊△ 大規模半壊△ 半壊△】

対象

①世帯主が居住する住宅に損害を受けた人(国民健康保険税の納税義務者で、住家のり災証明書が全壊・大規模半壊・半壊である人)

※グランメッセ熊本で6月5日まで
りに災証明書の交付手続きをした人
には、減免後の税額で納税通知書を発送しております。手続きは必要ありません。

※6月6日以降に、半壊以上のり災証明書の交付を受けた人、二次調査の判定で新たに半壊以上となった人は、減免申請書の提出が必要です。

②世帯主が死亡(災害弔慰金の支給を